

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県行政組織規則の一部を改正する規則 〈4・1 掲示〉	1

規 則

高知県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年4月1日（掲示済）

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第35号

高知県行政組織規則の一部を改正する規則

高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）の一部を次のように改正する。
第7条の表中「航空戦略室」を削り、

「

消防政策課	消防防災航空センター
-------	------------

」

を

「

消防政策課	消防広域化推進室 消防防災航空センター
-------	------------------------

」

に、

「

文化生活部	文化国際課	まんが王国土佐室
	国民文化祭課	
	歴史文化財課	県史編さん室
	県民生活課	
	私学・大学支援課	

」

を

「

文化生活部	文化振興課	まんが王国土佐室
	よさこい高知文化祭課	
	歴史文化財課	県史編さん室
	国際交流課	
	県民生活課	
	私学・大学支援課	

」

に改め、「産学官民連携室」を削り、「担い手対策室」を「外国人材受入推進室」に改め、「食肉

センター整備準備室」を削り、

林業環境政策課	
---------	--

を

林業環境政策課	全国植樹祭推進室
---------	----------

に改め、「盛土対策室」を削る。

第37条第4号中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改める。

第39条中第21号を第22号とし、第9号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）に関すること。

第45条の見出しを「（文化振興課）」に改め、同条中「文化国際課」を「文化振興課」に改め、同条第14号から第17号までを削り、同条第18号中「並びに国際交流」を削り、同条第14号とし、同条第19号を同条第15号とする。

第45条の2の見出しを「（よさこい高知文化祭課）」に改め、同条中「国民文化祭課」を「よさこい高知文化祭課」に改める。

第46条の次に次の1号を加える。

（国際交流課）

第46条の2 国際交流課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国際交流の総合的推進に関すること。
- (2) 国際交流事業及び国際協力事業に関すること。
- (3) 高知県国際交流協会に関すること。
- (4) 旅券発給に関すること。
- (5) 多文化共生に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、国際交流及び多文化共生に関することで他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。

第52条第9号を同条第10号とし、同条第8号の次に次の1号を加える。

(9) 新卒者等の県内就職の促進に関すること。

第65条第9号を削り、同条第10号中「及び共生」を削り、同条を同条第9号とし、同条第11号を同条第10号とする。

第65条の2中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 情報産業の振興に関すること。

第65条の2第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同条を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 高知県プロフェッショナル人材戦略拠点に関すること。

第70条第2号及び第3号を削り、同条第4号を同条第2号とし、同条第5号中「前各号」を「前2号」に改め、同条を同条第3号とする。

第77条第9号を次のように改める。

(9) 農地の受け皿となる法人の育成に関すること。

第81条第8号を削る。

第93条に次の1号を加える。

(10) 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号）に関するこ

と（特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者に関するものに限る。）。

第94条第17号中「（令和2年法律第79号）」を削る。

第107条第17号中「規制区域」を「規制」に改める。

第158条第9号を同条第10号とし、同条第8号の次に次の1号を加える。

(9) 依存症相談拠点に関すること。

第236条第9号及び第10号を次のように改める。

(9) 家畜及び畜産物の生産流通に関すること。

(10) 草地及び飼料に関すること。

第236条に次の3号を加える。

(11) 畜産環境の整備に関すること。

(12) 畜産経営の指導奨励に関すること。

(13) 前各号に掲げるもののほか、家畜の保健衛生及び畜産の振興上必要な事項

第238条第2項各号を次のように改める。

(1) 家畜及び畜産物の生産流通に関すること。

(2) 草地及び飼料に関すること。

(3) 畜産環境の整備に関すること。

(4) 畜産経営の指導奨励に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、畜産の振興に関すること。

第254条第21号オ中「エ」を「オ」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 都市の低炭素化の促進に関する法律に関すること。

第255条第2項の表高知県須崎土木事務所四万十町事務所の項中「工務課」を「道路課 河川砂防課」に改める。

第291条第1項中「文化生活部文化国際課長」を「文化生活部文化振興課長」に改める。

第301条第2項の表中

I o P 推進監	I o P 推進に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
-----------	--

を削る。

第303条第1項の表中「I o P 推進監（農業振興部に限る。）」を削る。

第304条第2項の表中

工業技術センター	所長 次長 技術次長 専門企画員
----------	---------------------------

を

工業技術センター	所長 企画監 次長 技術次長
----------	-------------------------

に、

家畜保健衛生所	次長
---------	----

を

家畜保健衛生所	次長 企画監 普及指導員
---------	--------------------

に、

高知県安芸土木事務所 高知県中央東土木事務所 高知県高知土木事務所 高知県中央西土木事務所 高知県須崎土木事務所 高知県幡多土木事務所	次長 技術次長 会計専門員
--	---------------------

を

高知県安芸土木事務所 高知県中央東土木事務所 高知県中央西土木事務所 高知県須崎土木事務所 高知県幡多土木事務所	次長 技術次長 会計専門員
高知県高知土木事務所	次長 技術次長

に改める。

第306条の表高知県私立学校審議会の項中「第8条第1項」を「第7条第1項」に、「第31条第2項」を「第24条第2項」に、「第9条第2項」を「第8条第2項」に改め、同表清水漁港管理会の項、宇佐漁港管理会の項、室戸岬漁港管理会及び佐賀漁港管理会の項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和7年3月31日現在において、次の表の左欄に掲げる所属に勤務を命ぜられている者で、別に辞令を発せられないものは、同年4月1日付けで、それぞれ現に有する職名をもって、同表の右欄に掲げる所属に勤務を命ぜられたものとする。

文化生活部文化国際課	文化生活部文化振興課
------------	------------

文化生活部国民文化祭課	文化生活部よさこい高知文化祭課
-------------	-----------------